

大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター実験室利用内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第11号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター細則（令和3年細則第26号）第10条の規定により、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター（以下「センター」という。）の実験室及び研究室（以下「実験室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(実験室の利用)

第2条 実験室は、次の各号に掲げる業務のために利用するものとする。

- (1) 学外機関との共同研究及び受託研究
- (2) 外部資金及び学長戦略経費による研究等
- (3) 学生等に対する教育及び研修
- (4) ベンチャー起業に係る活動
- (5) その他センター長が必要と認める業務

(利用申請者の資格)

第3条 実験室の利用申請をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の役員及び職員
- (2) 大分大学の学生
- (3) その他センター長が適当と認める者

(利用期間)

第4条 実験室の利用期間は、利用許可の日の翌日から当該年度末までの1年以内とし、通算して5年を超えない範囲とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、獲得した外部資金に係る研究等の期間が5年を超える場合又はセンター長が利用期間の延長が必要と認める場合は、利用期間の上限を10年とすることができる。

(利用申請及び許可)

第5条 センター長は、実験室に空室がある場合は、毎年度初めに実験室の新規利用の公募を行う。

- 2 新規利用を希望する者及び翌年度の継続利用を希望する者は、部局長を経由の上、別に定める日までに利用申請書（所定様式）をセンター長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 センター長は、前項の申請を許可したときは、その旨を利用申請者に通知するものとする。
- 4 実験室の利用を許可された者（以下「利用責任者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

5 センター長は、年度の途中で実験室に空室が生じた場合は、随時公募を行う。

(利用料)

第6条 利用責任者は、実験室の利用料を負担しなければならない。ただし、センター長が認めるときは、この限りでない。

2 利用料の年額は別表第1のとおりとする。

3 利用期間が1年に満たない場合の利用料は、別表第2のとおりとする。

(遵守事項)

第7条 利用責任者は、善良な管理者の注意をもって実験室を利用するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用申請書の内容と異なる態様により実験室を利用しないこと。

(2) 貸与した実験室の鍵は、利用責任者が厳重に管理すること。

(3) 防災に万全の注意を払うこと。

(4) その他センター長が実験室の利用に当たり遵守することが必要であると認めること。

(機械等の搬入、原状の回復等)

第8条 利用責任者は、実験室で常時利用するための機械、機器等を搬入する場合は、事前にセンター長に届け出るものとする。

2 利用責任者は、実験室の利用期間が終了した場合は、期間終了までに機器等を撤去し、利用開始時の状況に室内を原状に復ししなければならない。

3 利用責任者は、その故意又は重大な過失により実験室及び設備等を毀損等した場合は、原状に復ししなければならない。

4 利用責任者は、原状回復に必要な経費を負担しなければならない。

(利用状況等の表示)

第9条 利用責任者は、実験室の利用目的、利用責任者名及び緊急時の連絡先を実験室入口に表示しなければならない。

(利用の報告等)

第10条 利用責任者は、利用期間中に実験室の利用を終了又は中止したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、利用責任者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

3 実験室の利用に関わる者は、法人に係る対外的な発表や交流会などの行事に積極的に協力するよう努めるものとする。

4 利用責任者は、実験室を利用して行った研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等を実験室を利用した旨を明記した上で、当該論文等の写しをセンター長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第11条 センター長は、利用責任者がこの内規に違反し、又はセンターの運営に支障を生じさせるおそれがある場合は、実験室の利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

(事務)

第12条 実験室の利用に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、実験室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日に大分大学産学官連携推進機構利用規程（平成16年規程第132号）及び大分大学産学官連携推進機構実験室の利用に関する細則（平成23年学内共同教育研究施設等細則第5号）に基づいて実験室の利用を許可している者については、この内規の規定に基づいてその利用を許可したものとみなす。

附 則（令和4年研究マネジメント機構内規第2号）

この内規は、令和4年3月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

年額利用料

1 m ² 当たりの金額	4, 4 2 3 円（消費税等を含む。）
-------------------------	----------------------

別表第 2（第 6 条関係）

利用期間が 1 年に満たない場合の利用料

利用期間	負担額
2 か月未満	年額の 1 6 %
2 か月以上 4 か月未満	年額の 3 3 %
4 か月以上 6 か月未満	年額の 5 0 %
6 か月以上 8 か月未満	年額の 6 6 %
8 か月以上 1 0 か月未満	年額の 8 3 %
1 0 か月以上 1 年未満	年額と同額